

施設及び運営に係る損害保険仕様書

1. 件名

京都府公立大学法人の施設及び運営に係る各種損害保険の調達

2. 保険契約基本事項

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| ＜1＞保険契約者 | 京都府公立大学法人 |
| ＜2＞保険期間 | 2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで1年間 |
| ＜3＞支払方法 | 一時払(保険料払込猶予特約付帯) |

3. 財産保険

- | | |
|----------------|--|
| ＜1＞保険種類および使用約款 | 下記条件を満たすものであれば可。 |
| ＜2＞被保険者 | 京都府公立大学法人および京都府 |
| ＜3＞保険の対象 | 京都府公立大学法人が所有する資産台帳記載の全資産(10万円以上)
京都府所有で京都府公立大学法人が管理または貸与されている明細書に明記の建物、機械設備
ただし、1個または1組の価額が30万円をこえる美術品等についても保険の対象に含む。
(詳細は別添保険情報概要書の【資料1】および【資料2】を参照) |
| ＜4＞契約方式 | (1) 複数敷地内包括契約方式(マルチロケーション方式)
(2) 支払限度額方式(ファーストロス方式, 実損払) |
| ＜5＞補償範囲 | (1) 損害保険金
下記事故による損害について保険金を支払う。
①火災
②落雷
③破裂または爆発
④風・ひょう・雪
(2) 費用保険金
すべて支払対象外とする。 |
| ＜6＞免責危険 | 一般的な火災保険約款に定めるものと同等とする。主なものは以下のとおり。
(1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重過失もしくは法令違反
(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
または暴動
(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(4) 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の
作用またはこれらの特性による事故
(5) テロ行為 |
| ＜7＞総保険金額 | 129,991,023千円 (詳細は別添保険情報概要書の【資料1】を参照) |
| ＜8＞保険価額評価基準 | 再調達価額(新価)を基準とする。
ただし図書については購入価額をもって再調達価額とみなす。 |
| ＜9＞付保率 | 100% |
| ＜10＞支払限度額 | 12,900,000千円/1事故 (①～③の事故について)
100,000千円/1事故 (④の事故について) |
| ＜11＞免責金額 | 1,000千円/1事故 |
| ＜12＞自動補償 | (1) 保険期間途中で物件を取得した場合、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合
であっても、追加物件の取得日から保険期間満了日までの期間は、自動補償限度額の
範囲内で自動補償とする。
(2) 自動補償限度額は累計で保険金額の20%または50億円のいずれか低い方とする。
(3) 追加物件に関わる追加保険料を払い込むことにより、自動補償限度額を復元することが
できるものとする。 |
| ＜13＞その他条件 | (1) 求償権の不行使
法人の職員、パートタイマー、アルバイト(学生含む)、派遣社員等、法人の業務
または研究に従事する者(臨時雇も含む)、共同研究者、病院入院患者に対する求償
権は不行使とする。
(2) 国の災害復旧事業との関係
本保険の支払対象となる損害保険金が、国の災害復旧制度による給付と重複する場合は、
災害復旧制度を優先的に交付申請するものとし、損害の額から災害復旧制度による給付
金額を控除した額を損害保険金として支払うものとする。 |

4. 賠償責任保険

＜1＞保険種類および
使用約款

下記条件を満たすものであれば可。

＜2＞被保険者

- (1) 記名被保険者
京都府公立大学法人
- (2) 追加被保険者
常勤・非常勤を問わず、記名被保険者に雇用され、業務を遂行している者すべて

＜3＞補償範囲

下記危険によって被保険者が負う法律上の損害賠償責任を補償する。

- (1) 施設管理・業務遂行危険
記名被保険者が所有、使用または管理する施設の構造上の欠陥または管理の不備もしくはこれらの施設における業務遂行に起因する事故によって生じた他人の身体障害または財物損壊。これらは以下の危険を含む。
 - ① 昇降機危険
記名被保険者が所有、使用、または管理するエレベーターまたはエスカレーターに起因する法律上の損害賠償責任
(昇降機の明細は別添保険情報概要書の【資料3】を参照)
 - ② 構内専用車危険
記名被保険者の施設構内のみで使用される車両の所有、使用または管理に起因する法律上の損害賠償責任
(車両の明細は別添保険情報概要書の【資料4】を参照)
 - ③ 漏水危険
下記事故に起因する法律上の損害賠償責任
(ア) 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用器具からの蒸気または水の漏出またはいつ出
(イ) スプリンクラーからの内容物の漏出またはいつ出
- (2) 生産物危険
記名被保険者が生産、販売または提供した生産物の欠陥に起因する事故によって生じた他人の身体障害または財物損壊
- (3) 管理下財物・受託物危険
記名被保険者が占有、使用、受託または加工している他人の財物の損壊
- (4) サイバー攻撃危険
他人の情報の漏洩またはそのおそれ
コンピューターシステムの所有、使用、または管理に起因する他人の業務阻害
サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊
また、以下を追加補償する。
 - ① 事故対応費用、事故原因調査費用、広告宣伝活動費用、コンサルティング費用、見舞金費用
 - ② クレジット情報モニタリング費用、被害拡大防止費用、コンピュータシステム復旧費用、公的調査費用
 - ③ サイバー攻撃調査費用
- (5) 学校事業者危険
記名被保険者の以下の行為
 - ① 入学試験の出題誤りまたは採点誤りによる合否判断の過誤
 - ② ①以外の学生等に対する業務の過誤
 - ③ 学生等に対するいじめ、体罰、セクシャルハラスメントまたは差別

＜4＞拡張補償

- (1) 交差責任補償
記名被保険者・追加被保険者の間で発生した損害賠償責任を補償する。
- (2) 初期対応費用補償
被保険者が事故の初期対応を行うために支出した費用を補償する。
- (3) 訴訟対応費用補償
被保険者が応訴に必要な費用を補償する。
- (4) 被害者対応費用補償
事故発生日から1年以内に被保険者が負担した、被害者への見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用を補償する。

＜5＞免責危険

一般的な賠償責任保険約款に定めるものと同等とする。主なものは以下のとおり。

- (1) 被保険者の故意に起因する損害賠償責任
- (2) 人または動物に対する診療、治療、看護等に起因する損害賠償責任
- (3) 突発的な事故によらない環境汚染に起因する損害賠償責任
- (4) 記名被保険者の業務上の事故により、記名被保険者の使用人等が被った身体障害に対する損害賠償責任
- (5) 石綿または石綿を含む製品、石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性による事故
- (6) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の契約または合意がある場合において、その契約または合意によって加重された損害賠償責任

- ＜6＞支払限度額
- (1) 総支払限度額
対人・対物共通 3億円/1事故・保険期間中(争訟費用内枠払)
- (2) 副支払限度額
- ① 上記＜3＞補償範囲(1)施設管理・業務遂行危険②構内専用車賠償危険について
対人1億円/1事故 対物200万円/1事故
- ② 上記＜3＞補償範囲(4)サイバー攻撃危険等による損害賠償責任について
500万円/1事故・保険期間中
- ③ 上記＜3＞補償範囲(4)サイバー攻撃等による費用補償について
500万円/1事故・保険期間中
- ④ 上記＜3＞補償範囲(5)学校事業者危険について
500万円/1事故・保険期間中
- ⑤ 上記＜4＞拡張補償(2)初期対応費用補償について
100万円/1事故
- ⑥ 上記＜4＞拡張補償(3)訴訟対応費用補償について
100万円/1事故
- ⑦ 上記＜4＞拡張補償(4)被害者対応費用補償について
被害者が死亡した場合 50万円/1名
被害者が重度後遺障害を被った場合 50万円/1名
被害者が入院した場合 10万円/1名
1000万円/保険期間中
- ＜7＞免責金額
- (1) 上記＜3＞補償範囲(4)個人情報漏洩危険について
100千円/1事故
- (2) 上記＜3＞補償範囲(4)個人情報漏洩危険①個人情報漏洩対応費用補償について
100千円/1事故、縮小てん補90%
- (3) 上記＜3＞補償範囲(5)学校事業者危険について
100千円/1事故、縮小てん補90%
- ＜8＞保険金支払基準
- (1) 事故発生ベース
上記＜3＞補償範囲(1)施設管理・業務遂行危険、(2)生産物危険、(3)管理下財物・
受託物危険およびこれらに付帯する上記＜4＞拡張補償について
- (2) 損害賠償請求ベース(遡及日:平成21年4月1日)
上記＜3＞補償範囲(4)個人情報漏洩危険、(5)学校事業者危険およびこれらに
付帯する上記＜4＞拡張補償について
- ＜9＞その他条件
- (1) 求償権の不行使
上記3. 財産保険＜13＞その他条件(1)求償権の不行使に同じ。
- (2) 保険料の確定精算
確定精算不要方式とする。

5. 自動車保険

- ＜1＞保険種類および
使用約款
- 下記条件を満たすものであれば可。

- ＜2＞記名被保険者
- 京都府公立大学法人

- ＜3＞被保険自動車
- 記名被保険者が所有する全車両
(車両の明細は別添保険情報概要書の【資料5】のとおり)

- ＜4＞補償範囲および
保険金額

賠償	対人	無制限/1名
	対物	無制限/1事故
人身傷害		5,000万円/1名
搭乗者傷害	死亡・後遺障害	1,000万円/1名
	入院給付金日額	15,000円/1名
	通院給付金日額	10,000円/1名
無保険車傷害		2億円/1名

- ＜5＞免責金額
- なし

- ＜6＞その他補償条件
- (1) 対人賠償臨時費用対象外
(2) 臨時代替車補償
(3) 人身傷害被保険自動車搭乗中のみ補償
(4) 人身傷害・搭乗者傷害・自損事故・無保険車傷害の従業員就業中対象外
(5) ロードサービス、代車費用付き(明細No1,11,12のバス、救急車は不要)
※代車費用については自走不能、可能問わず対応のこと。
レンタカー型(日額7,000円)(資料5自動車明細参照のこと。)

- ＜7＞免責危険
- 一般的な自動車保険約款に定めるものと同等とする。主なものは以下のとおり。
- (1) 被保険者の故意による損害
 - (2) 記名被保険者の業務上の事故により、記名被保険者の使用人等が被った身体障害に対する損害賠償責任
 - (3) 記名被保険者の所有、使用または管理する財物損壊に対する損害賠償責任
 - (4) 法令に定められた運転資格を持たないで運転している場合、酒に酔った状態で運転している場合、または麻薬、大麻、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で運転している場合に生じた傷害
 - (5) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

- ＜8＞その他条件
- 事故対応において、年間を通じて24時間の連絡ができ、迅速に対応できる体制であること。
また、連絡体制がわかる一覧(電話番号、ファックス番号、Eメールアドレス)を提示できること。

6. 普通傷害保険

① 非常勤役員傷害保険

- ＜1＞保険種類および使用約款

下記条件を満たすものであれば可。

- ＜2＞被保険者

京都府公立大学法人の非常勤役員・監事(合計5名)
(明細は別添保険情報概要書の【資料6】のとおり)

- ＜3＞補償範囲および保険金額

	保険金額/1名	備 考
死亡保険金	5,000万円	
後遺障害保険金	5,000万円	等級により100%～4%
入院保険金日額	15,000円	
通院保険金日額	10,000円	
手術保険金	7.5/15万円	入院中の手術か否かによって、入院日額の5/10倍

- ＜4＞免責金額

なし

- ＜5＞その他補償条件

- (1) 就業中のみ危険補償(通勤途上を含む)
- (2) 天災危険補償

- ＜6＞免責危険

- 一般的な傷害保険約款に定めるものと同等とする。主なものは以下のとおり。
- (1) 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - (3) 脳疾患、疾病または心神喪失
 - (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (5) 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

② ならし勤務職員傷害保険

- ＜1＞保険種類および使用約款

下記条件を満たすものであれば可。

- ＜2＞被保険者

「ならし勤務」(京都府公立大学法人が行う職員および出向職員向け福利厚生制度のひとつで、所属する職場等において、職場復帰に向けた作業等に治療の一環として取り組むことをいう。以下同じ。)に従事している者(最高稼働人数8人)

- ＜3＞補償範囲および保険金額

	保険金額/1名	備 考
死亡保険金	1,500万円	
後遺障害保険金	1,500万円	等級により100%～4%
入院保険金日額	5,000円	
手術保険金	2.5/5万円	入院中の手術か否かによって、入院日額の5/10倍

- ＜4＞免責金額

なし

- ＜5＞その他補償条件

- (1) 管理下中の傷害危険補償(「ならし勤務」に従事中)
- (2) 準記名契約方式(一部付保)
- (3) 往復途上傷害危険補償

- ＜6＞免責危険

上記①非常勤役員傷害保険＜6＞免責危険に同じ。

③病児保育室児童傷害保険

＜1＞保険種類および
使用約款

下記条件を満たすものであれば可。

＜2＞被保険者

病児保育室に入所している児童(最高稼働人数8人)

できない場合に、保育者が仕事や研究を休むことなく、子の保育ができる環境を提供するための施設

＜3＞補償範囲および
保険金額

	保険金額/1名	備 考
死亡保険金	500万円	
後遺障害保険金	500万円	等級により100%～4%
入院保険金日額	5,000円	
通院保険金日額	2,500円	
手術保険金	2.5万円/5万円	入院中の手術か否かによって、入院日額の5/10倍

＜4＞免責金額

なし

＜5＞その他補償条件

(1)管理下中の傷害危険補償(病児保育室に入所している間)
(2)準記名契約方式(一部付保)

＜6＞免責危険

上記①非常勤役員傷害保険＜6＞免責危険に同じ。

7.雇用慣行賠償責任保険

＜1＞保険種類および
使用約款

下記条件を満たすものであれば可。

＜2＞被保険者

(1)記名被保険者
京都府公立大学法人
(2)追加被保険者
すべての役員および職員(既に退任している役員および既に退職している職員を含む)

＜3＞補償範囲

被保険者が役員または職員に対して行った以下の行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求による損害を補償する。
(1)差別的行為
(2)ハラスメント
(3)不当解雇
(4)人格権侵害
(5)不当評価
(6)説明義務違反
(7)報復的行為
(8)(1)～(7)までの行為を防止するために必要な措置を講じる義務に違反する行為

＜4＞免責危険

一般的な雇用慣行賠償責任保険約款に定めるものと同等とする。主なものは以下のとおり。
(1)被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
(2)被保険者の故意または重大な過失による法令違反に起因する損害賠償請求
(3)役員および職員が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償請求
(4)労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求
(5)施設、設備等の新設、修理または改造等に起因する損害賠償請求

＜5＞支払限度額

500万円/1事故・保険期間中(争訟費用内枠払)

＜6＞免責金額

10万円/1事故

＜7＞保険金支払基準

損害賠償請求ベース(遡及日:平成21年4月1日)

＜8＞従業員数

京都府立医科大学(附属病院、北部医療センター含む):1,964名
京都府立大学:617名
上記従業員数には役員、非常勤職員、臨時職員を含む。

8.その他

＜1＞本仕様書記載の条件における補償範囲を劣化させる条項は一切適用しないものとする。
＜2＞保険仲立人扱いとする。
＜3＞本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、京都府公立大学法人の指示に従うものとする。
＜4＞保険証券に「仕様書のとおり」と記載すること。

以上